

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年4月24日(水)午後3時00分から午後4時00分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
7件

議案第4号 平成25年度第1次農用地利用集積計画について (別冊)

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度4月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、19番伊藤秀雄委員20番加瀬浩市委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号2番、7番は賃借権に関する件、番号1番、3番から
6番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から7番を議案書をもとに朗読】

番号1番から7番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明を
お願いします。

2 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしています。申請地は自作地の入口に接した農地のため耕作の効率も良くなることが見込まれ、また作付計画からみても周辺の農地利用に影響はないと思います。労働力などからみても問題ないと思われま

1 1 番 番号2番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

5 番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしています。申請地は自作地に接した農地のため耕作の効率も良くなることが見込まれ、また作付計画からみても周辺の農地利用に影響はないと思

番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしています。申請地は自作地に接した農地のため耕作の効率も良くなることが見込まれ、また作付計画からみても周辺の農地利用に影響はないと思

番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしています。申請地は自作地に接した農地のため耕作の効率も良くなることが見込まれ、また作付計画からみても周辺の農地利用に影響はないと思

1 8 番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

1 0 番 番号7番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第 2 号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第 4 条の許可申
請は、1 件でございます。

【議案第 2 号、番号 1 番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号 1 番は申請地を、駐車場用地にしたいことによる申請です。農地の
区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いし
ます。

1 番 番号 1 番について、現状は既に駐車場となっております。平成 2 0 年に本
申請地の一部を駐車場として転用しましたが、その許可により転用に関し
てはすべて問題ないものと勘違いしてしまったとのことです。

周辺農地への影響についてですが、隣接者に耕作に関し問題ないか確認
したところ、問題はないとの回答を得ました。農地区分や転用目的に問題
はないと考えます。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見は
ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 3 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定

について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、7件でございます。

【議案第2号、番号1番から7番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況畑計445㎡を譲受け建売分譲住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑239㎡を祖父より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、現況畑38㎡を譲受け賃貸住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、現況畑109㎡を譲受け賃貸住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、現況畑277㎡を譲受け建売分譲住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番の申請地は、現況畑21㎡を譲受け資材置場の出入口を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番の申請地は、現況田330㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5 番 番号1番について、建売分譲住宅1棟を計画するものです。周囲は住宅化が進行しており、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1 4 番 番号2番について、申請者は現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、祖父より畑を借受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響は少ないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1 番 番号3番、4番について、隣接する土地と合わせて賃貸住宅2棟を計画するものです。農地区分や転用目的にも問題ありません。

番号5番について、建売分譲住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

番号6番について、隣接する資材置場の出入口として計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

10番 番号7番について、現在賃貸住宅に住んでいますが、田を譲受け、専用住宅を計画するものです。周辺は住宅化が進行しており、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号、「平成25年度第1次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る22日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長の報告】

議長 農地銀行会長の報告が終わりました。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「平成25年度第1次農用地利用集積計画について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第4号「平成25年度第1次農用地利用集積計画について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

議案第4号 平成25年度第1次農用地利用集積計画について (別冊)
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 1件
その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年4月24日の匝瑳市農業委員会の定例総会
を閉会いたします。